

前 金	部 分 払
有	0 回

平成 30 年度  
環 施 第 1-1 号

---

### 津市一般廃棄物最終処分場場内整備に伴う設計等業務委託

---

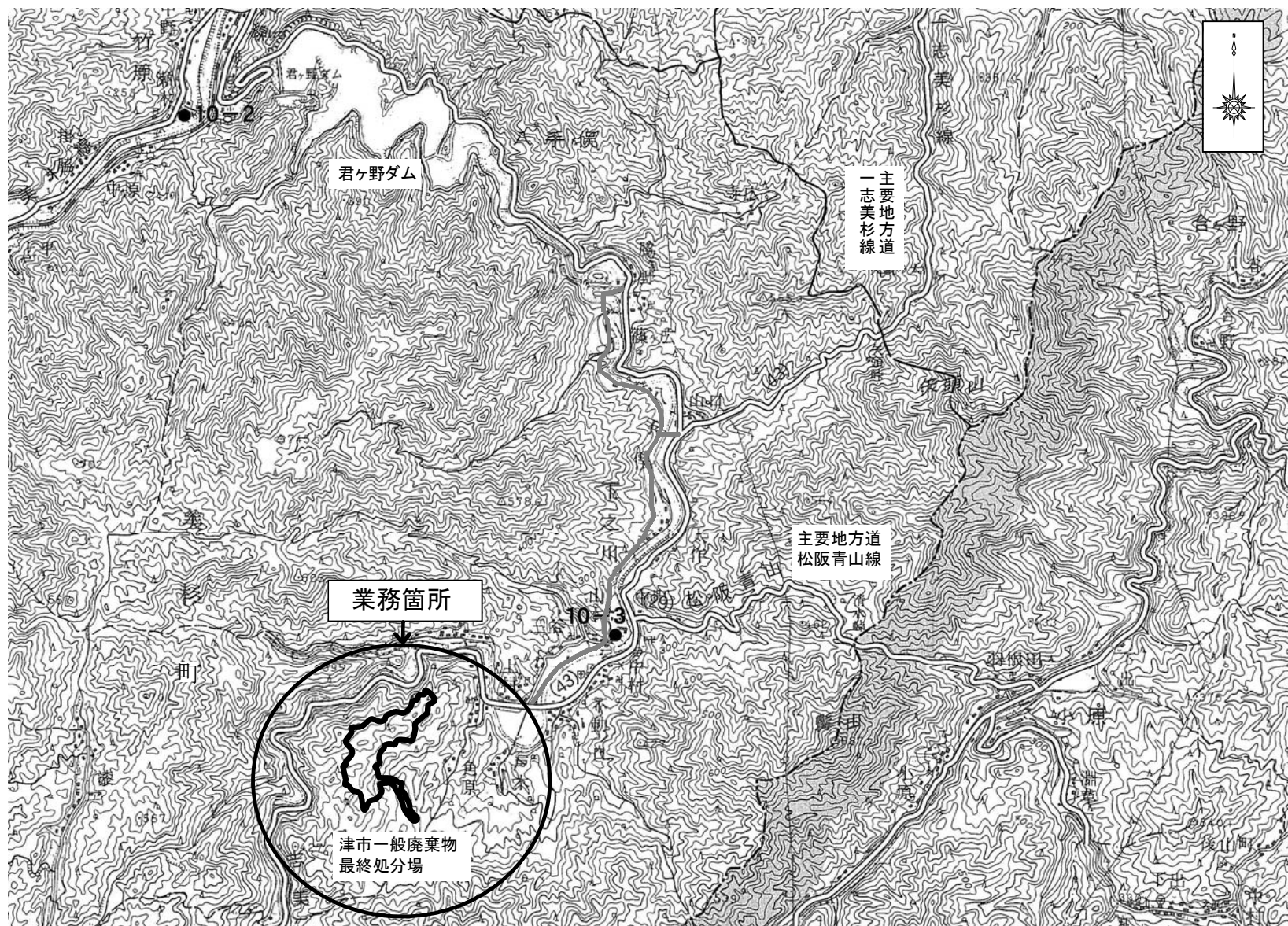
委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

津市  
環境部環境施設課

平成30年度		環施 第 1-1 号		業務委託設計書	
委託場所	津市美杉町下之川地内			担当副参事	
				担当主幹	
委託名	津市一般廃棄物最終処分場場内整備に伴う設計等業務委託			検算者	
				設計者	
設計額	(うち消費税等相当額 )				
履行期間	平成31年2月28日限り				
長	—		巾	—	
業務の大要					
最終処分場設計等 一式					

# 位置図

平成30年度環施第1-1号  
津市一般廃棄物最終処分場場内整備に  
伴う設計等業務委託



設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
設計・解析・調査業務								
01:設計・解析・調査								
最終処分場設計等				式				
					1.000			
既存図書等確認				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
対策工の検討				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
対策工詳細設計				式				第 0003 号 明細表
					1.000			
遊歩道設計				式				第 0004 号 明細表
					1.000			
許認可関係等の変更手続き				式				第 0005 号 明細表
					1.000			
照査				式				第 0006 号 明細表
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ協議				式				第 0007 号 明細表
					1.000			
直接経費（成果品作成費分）				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
設計・解析・調査業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 既存図書等確認					1 式	
					(上段 : 前回 下段 : 今回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
既存設計図書及び工事竣工図確認		式				第0001号単価表
			1.000			
合 計						

第 0002 号 明細表 対策工の検討					1 式	
					(上段 : 前回 下段 : 今回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
二期工事の着工延期に伴う対策工の検討		式				第0002号単価表
			1.000			
合 計						

[設計・解析・調査]

第 0003 号 明細表 対策工詳細設計					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
造成設計		式				第0003号単価表
			1.000			
貯留構造物設計		式				第0004号単価表
			1.000			
雨水集排水施設設計		式				第0005号単価表
			1.000			
工事特記仕様書作成		式				第0006号単価表
			1.000			
合 計						

[設計・解析・調査]

第 0004 号 明細表 遊歩道設計					1 式	
					(上段 : 前回 下段 : 今回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
遊歩道設計		式				第0007号単価表
			1.000			
合 計						

第 0005 号 明細表 許認可関係等の変更手続き					1 式	
					(上段 : 前回 下段 : 今回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般廃棄物処理施設設置届出書修正		式				第0008号単価表
			1.000			
建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書 (建築物) 修正		式				第0009号単価表
			1.000			
その他		式				第0010号単価表
			1.000			
合 計						



[設計・解析・調査]

第 0006 号 明細表 照査					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
照査		式				第0011号単価表
			1.000			
合 計						

第 0007 号 明細表 打合せ協議					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)	
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ協議		業務				第0012号単価表
業務着手時打合せ計上 中間打合せ2回 成果物納入時打合せ計上			1.000			
合 計						

SJ0010 既存設計図書及び工事竣工図確認		第 0001 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0020 二期工事の着工延期に伴う対策工の検討		第 0002 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0040 造成設計		第 0003 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0050 貯留構造物設計		第 0004 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0060 雨水集排水施設設計		第 0005 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0070 工事特記仕様書作成		第 0006 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0080 遊歩道設計		第 0007 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		



名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0110 建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書（建築物）修正 第 0009 号単価表 1 式 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0120 その他		第 0010 号単価表 1 式 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0130 照査		第 0011 号単価表 1 式				当り
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					
合 計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			

SJ0140 打合せ協議 業務着手時打合せ計上 中間打合せ 2回 成果物納入時打合せ計上		第 0012 号単価表 1 業務				当り
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					
技師 (B)	人					
合 計	業務	1.000				
単位当り	業務	1.000	当り			

平成30年度 環施第1-1号  
津市一般廃棄物最終処分場場内整備に伴う設計等業務委託

数量総括表

レベル1 : 設計・解析・調査業務

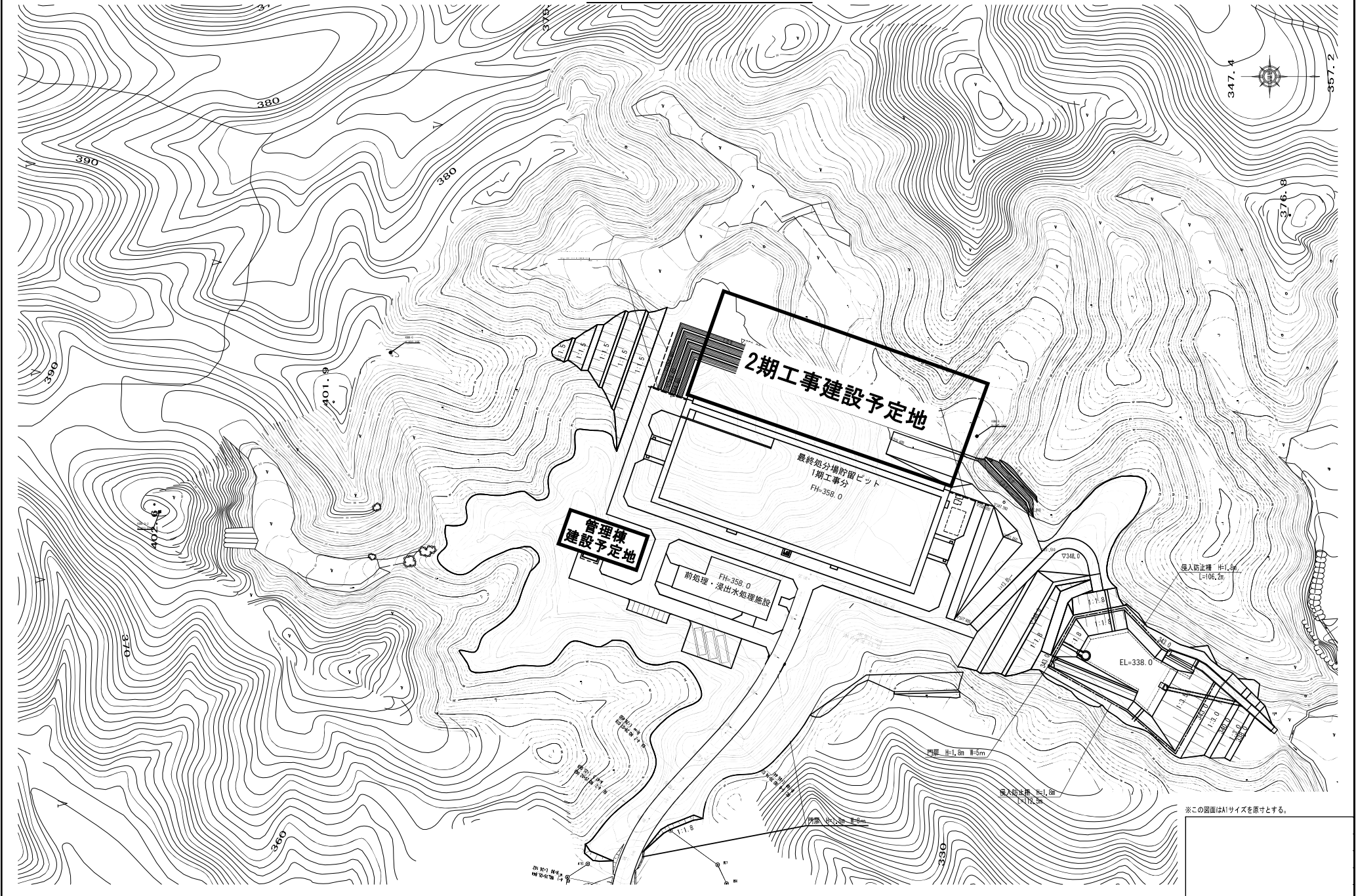
業 務 委 託 数 量 総 括 表

レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
設計・解析・調査業務							
	最終処分場設計等				式	1	
		既存図書等確認			式	1	
			既存設計図書及び 工事竣工図確認		式	1	
		対策工の検討			式	1	
			二期工事の着工延期に 伴う対策工の検討		式	1	
		対策工詳細設計			式	1	
			造成設計		式	1	
			貯留構造物設計		式	1	
			雨水集排水施設設計		式	1	
			工事特記仕様書作成		式	1	
		遊歩道設計			式	1	
			遊歩道設計		式	1	
		許認可関係等の変更手続き			式	1	
			一般廃棄物処理施設 設置届出書修正		式	1	

業 務 委 託 数 量 総 括 表

レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
			建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書（建築物）修正		式	1	
			その他		式	1	
		照査			式	1	
			照査		式	1	
		打合せ協議			式	1	
			打合せ協議	初回・納品 中間2回	業務	1	

平面図 (参考) S=1:800



※この図面はA1サイズを限寸とする。



# 津市一般廃棄物最終処分場場内整備に伴う設計等業務委託

## 特記仕様書

### 1 業務の目的

津市一般廃棄物最終処分場（以下「本処分場」という）は、平成 28 年 3 月に一期工事が完了し、平成 28 年 4 月から埋立てを開始しているが、本処分場計画時に予測した埋立量に対して、実際の埋立量が大きく減っている。そのため、当初一期工事完了後、引続き二期工事に着工する予定であったが、建設時期を検討することとなった。

そこで、本業務では、二期工事の着工が延期になったことに伴い必要となる対応を検討するとともに、許認可関係等の変更手続きを行うことを目的とする。

### 2 作業内容

#### (1) 既存図書等確認

「平成 24 年度 環新補第 1-2 号 津市新最終処分場等施設整備実施設計業務委託 報告書(最終処分場)」等の本処分場に関する計画・設計図書、「平成 24 年度環新補第 1 号 津市新最終処分場等施設建設工事」の工事竣工図書、「平成 26 年度環新補第 1 号 津市新最終処分場前処理施設・浸出水処理施設建設工事」の工事竣工図書、津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価及び本処分場建設にあたって提出されている許認可・届出等の書類の確認を行う。

#### (2) 対策工の検討

二期工事の設計及び一期工事と二期工事の取り合い部の施工は、二期工事が数年以内を開始されることを前提に行われていることから、二期工事の着工延期に伴い必要となる対策についての検討を行う。

#### (3) 対策工詳細設計

二期工事の着工延期のための対策工の詳細設計を行う。

##### 1) 造成設計

窪地となっている二期埋立地建設予定地等の造成設計を行う。

①設計図（平面図、土工横断図等）

②数量計算

③照査・とりまとめ

##### 2) 貯留構造物設計

一期工事は二期工事を見据えた形状で完了しているため、一期埋立地単独での貯留構造物とするための検討及び設計を行う。

- ①設計図（平面図、土工横断図等）
  - ②数量計算
  - ③照査・とりまとめ
- 3) 雨水集排水施設設計  
造成設計を受けて、雨水集排水計画の見直しを行い、雨水集排水施設設計を行う。
- ①雨水排水流量計算
  - ②設計図（平面図、構造図等）
  - ③数量計算
  - ④照査・とりまとめ
- 4) 工事特記仕様書作成  
工事の特記仕様書を作成する。
- 5) その他  
二期工事の着工延期にあたって必要となる対策の検討、関係機関との協議の結果、上記以外の対策が必要になった場合は、その対策工の設計の取り扱いについては、発注者及び受注者との協議により決定する。

- (4) 遊歩道設計  
「平成 24 年度 環新補第 1-2 号 津市新最終処分場等施設整備実施設計業務委託」において計画した公園緑地施設について、現地調査を行い遊歩道の修正設計を行う。

- (5) 許認可関係等の変更手続き  
本処分場建設にあたって提出済みである下記の許認可申請書等について、関係機関との事前協議を行い、必要となる変更手続きを行う。  
なお、管理棟については、平成 30 年度に実施設計の見直しを行い、平成 31 年度から工事を開始する予定である。別途実施設計業務と調整を行い、変更手続きに反映させるものとする。
- 1) 一般廃棄物処理施設設置届出書
  - 2) 建築基準法第 18 条第 2 項の規定による計画通知書（建築物）
  - 3) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書
  - 4) 県立自然公園普通地域内工作物新築行為届出書
  - 5) 県立自然公園普通地域内土地の形状変更行為届出書
  - 6) 林地開発許可適用外行為届出書
  - 7) 開発行為届出書
  - 8) その他

- (6) 打合せ・協議  
本業務期間中の打合せ・協議は、着手時、中間（2回）、成果納入時の 4 回を予定するが、業

務を実施するため必要となる場合は、適宜打合せを行う。なお、許認可等の関係機関とは、別途打合せを行うこと。

### 3 業務の管理

- (1) 受注者は、業務の遂行にあたり、業務計画書を作成し、津市の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (3) 管理技術者は、業務全般について技術的な管理を行うものとする。
- (4) 受注者は、協議、打合せに際し、議事録を作成し津市に提出しなければならない。

### 4 管理技術者等の要件

管理技術者等は、以下の資格及び実績を有するものを配置しなければならない。

- (1) 資格：技術士（衛生工学部門：廃棄物管理）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはRCCMの資格保有者でなければならない。  
※ 平成15年度以前の選択科目区分である「技術士〔衛生工学部門（廃棄物処理）〕及び「技術士〔衛生工学部門（廃棄物管理計画）〕」も該当する。
- (2) クローズドシステム最終処分場の被覆施設等の建築構造物の修正設計となるため、一級建築士の有資格者を担当技術者として配置しなければならない。
- (3) 最終処分場のコンクリートピットの修正設計となるため、鋼構造物及びコンクリート部門の技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはRCCMの資格保有者を担当技術者として、それぞれ配置しなければならない。

### 5 照査技術者及び照査の実施

- (1) 照査技術者は、技術士（衛生工学部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）あるいはRCCMの資格保有者でなければならない。
- (2) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (3) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (4) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

## 6 資料の貸与

本業務の遂行上、津市が保有している以下の資料等で必要なものは受注者に貸与するが、本業務以外には使用してはならない。

受注者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、津市の承諾を受けること。

また、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却すること。

- (1) 新最終処分場処理方式検討報告書 (平成19年3月)
- (2) 津市新最終処分場整備構想等検討調査報告書 (平成20年3月)
- (3) 津市新最終処分場等施設整備基本計画書 (平成21年3月)
- (4) 津市新最終処分場等施設整備に係る環境影響評価方法書(修正版)(平成22年3月)
- (5) 新最終処分場等搬入道路予備設計業務委託報告書 (平成22年3月)
- (6) 津市新最終処分場等施設地形測量業務委託報告書 (平成23年2月)
- (7) 新最終処分場に係る地質調査業務委託報告書 (平成21年3月)
- (8) 津市新最終処分場等施設整備基本設計業務委託 (平成24年3月)
- (9) 津市新最終処分場等施設整備に係る地質調査業務委託 (平成24年2月)
- (10) 津市新最終処分場等施設整備実施設計業務委託 (平成25年3月)
- (11) 津市新最終処分場等施設建設工事関係書類
- (12) 津市新最終処分場前処理施設・浸出水処理施設建設工事関係書類
- (13) その他

## 7 関係法令及び規則、基準等の遵守

本業務の実施にあたっては、下記の法令 (施行令・施行規則等を含む。) を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 自然公園法
- (3) 森林法
- (4) 環境基本法
- (5) 水質汚濁防止法
- (6) 騒音規制法
- (7) 振動規制法
- (8) 悪臭防止法
- (9) 建築基準法
- (10) 消防法
- (11) 廃棄物最終処分場性能指針
- (12) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領
- (13) 廃棄物最終処分場技術システムハンドブック

- (14) 廃棄物最終処分場新技術ハンドブック
- (15) ごみ処理施設性能指針
- (16) 土工指針及び関連する指針
- (17) 三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアル
- (18) 林地開発許可事務の手引き
- (19) 三重県景観条例
- (20) 三重県生活環境の保全に関する条例
- (21) その他関係法令、規則、基準等

## 8 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 業務報告書         | 3部 |
| (2) 許認可関連の申請書、届出等 | 3部 |
| (3) 設計図面 (A4)     | 3部 |
| (4) 上記の電子データ      | 1式 |

## 9 秘密の保持と中立性の義務

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

## 10 関係官公庁等との協議

受注者は、本業務の範疇において関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

## 11 土地への立入り等

受注者は、業務を実施するため、第三者の土地に立入る場合は、事前に監督員及び関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合、受注者はこれに協力しなければならない。また、立入りにおいて生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は原則受注者負担とする。

## 12 建築士法の措置

- (1) 受注予定者は契約締結前に発注者に対し、建築士法第 24 条の 7 に基づき重要事項の説明を行わなければならない。
- (2) 受注者は契約締結後、発注者に建築士法第 24 条の 8 に基づき書面を交付すること。

## 13 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受注者は津市と十分な打合せまたは協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

## 14 その他、留意事項等

- (1) 津市が必要と認めるときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、津市及び受注者の協議の上、契約金額を増減する。
- (2) 津市の許可なく対象区域への立ち入りはしないものとする。
- (3) 委託業務を行うことにより知り得た情報については、一切第三者に洩らしてはならない。
- (4) 受注者は、津市の承認を得ないで、受注業務の一部を第三者に委託してはならない。
- (5) 成果品及びその他関係書類は、すべて津市に帰属するものとする。受注者は津市の許可なくこれを使用してはならない。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示事項（条件及び内容）	
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年7月制定】 <input type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 年 月） 自然に配慮した川づくりの手引き（案）（三重県県土整備部河川課） <input checked="" type="checkbox"/> 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【29年4月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】 その他（別途指示による）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAL S電子納品運用マニュアル【平成29年4月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 3部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイ尔、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（別途指示による）
エ 工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名 管理棟修正設計） <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input checked="" type="checkbox"/> その他（別途指示による）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input type="checkbox"/> 技術士 （ <input type="checkbox"/> 部門 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者（ <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら い。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（別紙特記仕様書参照）

(注)

- 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ 照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ）とする。 ） <input type="checkbox"/> 技術士 <input type="checkbox"/> 技術士 部門 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない ) <input type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input type="checkbox"/> RCCMの資格保持者（ <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門を問わない ) <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 別紙特記仕様書参照 ） <input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） <input type="checkbox"/> 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ回数は 2回とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（ <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ <input type="checkbox"/> 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む） ）の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ 別紙特記仕様書参照 ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。



特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 3

明示項目	明示事項（条件及び内容）	
ケ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。	
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input type="checkbox"/> 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。	

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
平成29年11月

## 前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出す算の範囲内で前払いするものとする。

## 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

### 3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。  
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

### 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

### 5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

## 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

### 記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

## 津市公契約条例に関する特記仕様書

### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

### 3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用しよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

### 4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

## 労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

### 記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。